

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税）			
要望項目名	ローカル鉄道の再構築を実現するための所要の措置			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  <b>【現行】</b>                      鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助を受けて取得した家屋及び償却資産</li> <li>・ 特例措置の内容                      危機的状況にあるローカル鉄道について、沿線自治体と協力して鉄道輸送の高度化を図り、鉄道を徹底的に活用して競争力を回復する取組みを支援するため、鉄道事業再構築事業に係る固定資産税等について所要の措置を講じる。                      （関連する法改正を検討中）</li> </ul>			
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     地方税法附則第15条第18項                      地方税法施行規則附則第6条第39項及び第40項                 </div>			
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	<p>(1) 政策目的                      沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつある中で、沿線自治体と鉄道事業者を中心に、鉄道が各地域で果たしている意義や役割について協議した結果、鉄道を運行する公共政策的意義が認められた路線について、鉄道の競争力回復に向けた取組みを支援することで、人口減少時代に合った地域モビリティの再構築に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性                      平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、「地域公共交通活性化・再生法」という。）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力で支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。                      また、令和4年7月の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」において、危機的状況にあるローカル鉄道について、利便性と持続可能性の高い鉄道輸送の高度化等への再構築のため、国として、「頑張っている地域」に対し制度面・財政面において必要な支援を講じるべき旨の提言がなされたところであり、鉄道事業再構築事業について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り、鉄道を徹底的に活用して競争力を回復する取組みを支援するため、鉄道事業再構築事業に係る固定資産税の特例措置の拡充等の措置を講ずることが適当。</p>			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地域の暮らしを支える地域の鉄道を維持・活性化するための鉄道事業再構築事業の推進については、地域公共交通活性化・再生法に基づいて進められているところである。 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。
	政策の達成目標	地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間（令和5年度）
	同上の期間中の達成目標	地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	政策目標の達成状況	これまでに福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、北近畿タンゴ鉄道、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道の9事業者10件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業が着実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	① 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 26,324万円の内数〔一部事項要求〕 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 18,081百万円の内数 ② インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ・ポストコロナを見据えた受け入れ環境整備促進事業 3,064百万円の内数 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響等により危機に瀕する地域の公共交通事業者に対する持続可能な運行の確保に向けた支援や官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域ネットワークへの再構築等に向けた支援については、公共交通のグリーン化の要請や、今後の感染状況及び経済情勢や輸送需要、政府全体の動向等を踏まえつつ事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業並びに事項要求としている補助制度は、法改正を予定している新たな鉄道事業再構築事業の実施に当たり必要となる設備の更新等のための初期投資に係るインシヤルコストなどの負担を軽減するものである。一方、本特例措置は、補助を受けて整備した設備の取得後に生じる固定資産税等を減額することにより、経営環境が厳しい鉄道事業者のランニングコストの負担軽減に資するものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業を行うに際し、ランニングコストの負担の低減を図るものであることから、政策手段として適切である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度実績 22 百万円（4 事業者）          平成 30 年度実績 30 百万円（〃）          令和元年度実績 33 百万円（3 事業者）          令和 2 年度実績 39 百万円（〃）          令和 3 年度実績 48 百万円（〃）</p>												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p style="text-align: center;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成 30 年度</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> <th style="text-align: center;">令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格）</td> <td style="text-align: right;">2,007,246</td> <td style="text-align: right;">2,588,430</td> <td style="text-align: right;">2,963,938</td> </tr> <tr> <td>【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格）</td> <td style="text-align: right;">10,404</td> <td style="text-align: right;">10,404</td> <td style="text-align: right;">10,404</td> </tr> </tbody> </table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格）	2,007,246	2,588,430	2,963,938	【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格）	10,404	10,404	10,404
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格）	2,007,246	2,588,430	2,963,938										
【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格）	10,404	10,404	10,404										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>これまでに福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、北近畿タンゴ鉄道、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道の 9 事業者 10 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまでに 9 事業者 10 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度税制改正要望提出（創設）          平成 22 年度税制改正要望提出（延長）          平成 24 年度税制改正要望提出（延長）          平成 26 年度税制改正要望提出（延長）          平成 27 年度税制改正要望提出（拡充）：取り下げ          平成 28 年度税制改正要望提出（延長・縮減）：特例対象となる補助事業を縮減          平成 29 年度税制改正要望提出（拡充）：特例対象となる補助事業を追加          平成 30 年度税制改正要望提出（延長）          令和 2 年度税制改正要望提出（延長）          令和 4 年度税制改正要望提出（延長）</p>												